家族相談支援センターの相談業務

家族相談支援センターでは、住民の皆様からの様々な相談を受け付けています。

令和８年度

相談の種類	内容	相談員	開催日時等
困りごと・ 迷惑相談	総合的な住民相談の相談窓口 （生活、家族、地域、トラブル、教育関係、迷惑など様々な内容に対応します。）	町の専門相談員	毎週　月・火・木 8時30分～12時/13時～16時
消費生活相談	消費生活全般（売買、契約、金融、悪質商法、クーリングオフ等）に関する相談	消費生活相談員 町の専門相談員	毎週　月・火・木・金 8時30分～12時/13時～16時 毎週　水 10時～12時/13時～16時 会場：小川町消費生活センター 電話：0493-72-1221 （内線334）
ＤＶ相談	ＤＶに関する相談	町の専門相談員 行政職員	毎週　月～金 8時30分～17時15分 （12月29日～1月3日及び祝日・休日を除く）
教育相談	不登校やいじめ、就学問題等に関する相談 ※相談を希望する方は、家族相談支援センターの事前予約が必要です。	スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	家族相談支援センターへお問い合わせください。
行政相談	行政（国や県、町の仕事）への苦情や要望についての相談	行政相談委員	毎月第２火曜日 （８月は第１火曜日） 13時30分～16時
住民法律相談	顧問弁護士による法律相談 １件あたり２０分まで ※相談日の１週間前までに予約が必要です。	町の顧問弁護士	5月21日、7月17日、 9月18日、12月18日、 2月19日 13時30分～16時
行政書士相談	官公署に提出する書類、権利義務及び事実証明に関する手続きについての相談 （成年後見、相続、許可等）	埼玉県行政書士会 東松山支部会員	5月18日、7月21日、 9月14日、11月16日、 1月18日、3月15日 10時～12時
人権相談	人権に関する相談	町の 人権擁護委員	6月1日、8月26日、 11月4日、1月6日、 2月24日 10時～15時
こころの相談	家族や職場の人間関係、アルコールやギャンブル等の問題、精神の不調や病気についての相談 ※相談を希望する方は、保健センターへの事前予約が必要です。	精神保健福祉士	開催日は毎月の広報ときがわでお知らせします。 9時30分～15時30分 会場：保健センター 予約：65-1010

会場：家族相談支援センター　０４９３－６６－０２２２

ときがわ町大字玉川2515番地　活き生き活動センター内

※相談は無料です。ご相談はときがわ町の住民の方に限ります。

※相談日等は広報ときがわの広報カレンダー、暮らしの情報でもお知らせします。

≪ 令和８年度 ≫　　各種相談日

★行政相談　13時30分～16時

４月１４日（火）
５月１２日（火）
６月　９日（火）
７月１４日（火）
８月　４日（火）
９月　８日（火）
１０月１３日（火）
１１月１０日（火）
１２月　８日（火）
１月１２日（火）
２月　９日（火）
３月　９日（火）

★行政書士相談　10時～12時

５月１８日（月）
７月２１日（火）
９月１４日（月）
１１月１６日（月）
１月１８日（月）
３月１５日（月）

※行政書士による相談です。
※原則予約制ですが、当日の予約者がいない場合は相談可能です。

★住民法律相談　13時30分～16時

５月２１日（木）【5月14日締め切り】
７月１７日（金）【7月10日締め切り】
９月１８日（金）【9月11日締め切り】
１２月１８日（金）【12月11日締め切り】
２月１９日（金）【2月12日締め切り】

※法律相談は予約制です。（1件あたり20分）
※相談日の1週間前までにお申し込みください。

★人権相談　10時～15時

６月　１日（月）
８月２６日（水）
１１月　４日（水）
１月　６日（水）
２月２４日（水）

困りごと・ 迷惑相談	毎週　（月）(火)(木) ８時３０分～１２時／１３時～１６時
消費生活相談	毎週　（月）(火)(木)(金) ８時３０分～１２時／１３時～１６時
	毎週　（水） １０時～１２時／１３時～１６時 会場：小川町消費生活センター 電話：０４９３－７２－１２２１（内線３３４）

町ホームページ　https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/592